

# 戴震の「周禮大史正歲年解」について

近藤 光男

戴震の「周禮大史正歲年解」とは、戴震が乾隆二十年、一七五五、三十三歳の夏に、「周髀北極璣璣四游解」と前後して発表した論文で（段玉裁「先生年譜」）、「四游解」同様、凡そ二篇より成り、段玉裁の編訂した『戴東原集』では、これは卷一に収められている。他にも『皇清經解』に摘録された「戴東原集」、及び王昶の輯した『湖海文伝』卷九に収められているが、とくに戴氏の『經考』卷四の「太史正歲年以序事」及び「正月之吉」二項に記録されている按語が、この二篇の文とほとんど同じく、しかもこの篇の読解を助けるに足る僅かな異聞が見られる。

左にまず譯文を以て二篇の全文を示す。戴震の『經考』に見える按語に拠って訳文の助けとなる言葉を採用入れた場合は『』で括る。「」内は訳者の補ったことば。( )内は戴氏の自注。( )内は戴氏の引く經などの訳文か、あるいは訳者の加える解説、とする。

## 『周禮』の「太史正歲年」の解釈 その一

周のとき曆法は馮相<sup>ひょうしょう</sup>氏の担当であり、占爻は保章<sup>ほしょう</sup>氏の担当であって、大史<sup>たいし</sup>が担当したのは曆日と氣節に関する書物なのであって、およそ推歩や觀測のことはその任務の中になかった。ところがまた（同じ大史の中に）「正歲年以序事。（歲と年とを正して行事を次第する。）」とも云っているのので、推歩のことを掌ったからそう言っている

ように見えようが、そうではないのである。

『爾雅』に「夏の時代には歳さいといい、商の時代には祀しといい、周の時代には年ねんという」とみえているが、夏の曆数はよく天象に合っていたから、殷・周では正朔を改めはしたが依然として夏正を兼用した。周は夏曆を用いて殷曆を用いなかったから、『周礼』では歳・年だけ扱って祀にはふれなかったのである。歳というのは夏の曆である。建寅けんいんの月を孟春とする。年というのは周が建子の月を正月としたものである。夏曆の歳と周曆の年とは「季節が」違っているのに、そのまま併用しているのであるから、これを正しそれを安排して行事を次第せねばならない。たとえば祭祀・田獵とか寒暑を迎えるとかの場合、夏曆では仲春に行われるものが、周曆では四月に、仲秋に行われるものが周曆では十月に、となるわけである。

鄭康成（鄭玄）は「正歳年以序事」のところに注して、「中數を歳といい、朔數を年という」と言う。中數とは、日躔にってんが發斂はつれんしてひとまわりするのが三百六十五日と四分の一日たらずで、これを十二分した前の中氣から後の中氣になるまでの三十日強のことである。朔數とは月が太陽と会合することによってひと月が定まり、十二か月で三百五十四もしくは五日、閏月があると三百八十四日なのであるが、日月が軌道上で出会うのを合朔がしやくといって、前の朔から後の朔までの距りの三十日弱のことである。中朔の法は馮相氏が職掌としていたのに、鄭康成は「その中と朔とに」よって「大史の次第する」歳と年との概念を区別した。いま古代の書籍を調べてみても、そういう証拠は見つからない。まして夏曆は建寅月を歳首としている。『もし「鄭玄のように」「中數を歳と曰ふ」となると、その『中數は冬至建子月が起点になるのであるから、かくては『爾雅』と鄭玄との』二説は疏通できようもないわけである。

ところで『爾雅』ばかりを拠りどころにしては孤証となりはすまいか、となれば『周礼』に証拠がある。『周

「礼」では「夏曆の正月元日のことを「正歳」と言っており、その正歳とは歳の正始といった意味あいである。また凌人（天官）の「歳十有二月令斬冰。（歳十二月に氷を斬らせる）」とは、『歳の字を加えて』夏曆の十二月であることを明かにしているのである。『周礼』で『周礼』を解けばよく、同じ書物の中でことさら違った解釈をするには及ばないのである。

『周礼』の馮相氏・保章氏・大史、みな春官。戴震は『続天文略』序を臣震謹んで案ずるに、書に言ふ、「敬みて人に時を授く」と。易に言ふ、「天象を垂れて吉凶を見す」と。其の周官に在つては、推歩は馮相氏に掌られ、占變は保章氏に掌られ、各おの専司有り。故に司馬遷は史記に、分つて八書の二と爲す。

と筆を起こしている（朝日新聞社「中国文明選」8『戴震集』四〇七ページ）。

「夏の曆数はよく天象に合っていた」の原文は「夏數得天」であり、この句は次の「その二」にも見える。ともに戴氏の言葉として使われているが、『逸周書』周月解第五十一に「夏數得天。百工所同。」と見えるもので、古来、三正を論ずる人たちによってよく引かれる。なお『孔叢子』卷二雜訓に子思が県子の問いに答えた言葉として「夏數得天。堯舜之所同也。」などに見える。

「歳というのは夏の曆で建寅の月を孟春とする」と

夏	10月	11月 正月 (正月)	12月 歳終	1月 [正月]
殷	11月	12月	1月	2月
周	12月 (歳終)	1月 (正月)	2月	3月
秦	1月	2月	3月	4月
斗建	建亥	建子	建丑	建寅
中氣 節氣	小雪 (孟冬) 大雪	冬至 (仲冬) 小寒	大寒 (季冬) 立春	驚蟄 (孟春) 雨水

いう辺りの論について右の表を作っておく。

数字の下に記したのが、次の論文その二と併せて分かる戴氏の考え。(一)に入れたのが鄭玄の考え、(二)内は戴氏のいわゆる後儒の説、である。

「建子」「建寅」などは、斗杓とひょうが子を建たす、寅とらを建たすということ、斗建とよぶ。集英社漢詩大系22『清詩選』一三三ページ注「招搖」並に一三五ページ「北緯四十度(北京)における斗建」図を参照(ただしその図は理学博士福島久雄教授、いま北海道大学名誉教授、が精密な計算を背景に私の『清詩選』のために画いてくださったもので、現在の天象であるから、周では歳差が積むのでそれとかなり様相は異なる)。

日躔とは太陽の黄道上における位置をいう。発斂とは黄道と赤道とが二十三度半ばかりのかたむきをもつので、「日躔」は二至二分点に「発斂」することになる。この場合にはただ「四季がめぐって」の意に読んでよいであろう。

「三十日強」と訳した原文は「三十日而有盈分」であり、実際の端数は $1\frac{16}{16}$ 日、つまり半日に近い。

また十二か月の日数が閏月のない場合、354もしくは355となるのは連大月の関係であろうが、それに閏月があるときはプラス30で384もしくは385となるはずである。それに384と言いきってあるのは、閏月があると連大月が置かれるまいと考えたものであろうか。ところがいま杜預の長暦を見ると、たとえば桓公七年・十二年、また昭公八年など、つまり春秋の前半にも後半にも、閏月がありながら連大月も置かれている例は多い。

「三十日弱」も原文は「三十日而有虚分」である。四分曆によれば $29\frac{499}{940} = 29.530851$ で、これも「弱」という訳語は便宜にすぎない。

中朔の法とは、中気は毎月、少しずつ朔望月からはみ出してゆくから、閏餘が積るに従って中気がだんだん後退してゆき、ついに中気が晦に当たったところで閏分がひと月に満ちる。そこで閏月が置かれるから、閏月には中気がないこと

になる。十九年七閏法といって、十九年に七つの閏月を入れるわけで、四分曆で示せば  $365\frac{1}{4} \times 19 = 29\frac{499}{940} \times (19 \times 12 + 7)$  という関係が成立するようになってくる。つまり中朔の法とは、適当に閏月を置いて中氣と朔望月とのずれを調節することである。

### 『周礼』の「大史正歳年解」の解釈 その二

『周礼』に「歳終」「正歳」「春・秋・冬・夏」などと書いてあるのは、みな夏の曆である。夏の曆数がよく天象に合うので、夏曆に従ってよろずの行事を次第すれば、滞りなくいつて分かり易い。ところが周のとき頒朔には必ず周正が用いられたであろうから、夏曆を用いるときは「歳」、周曆を用いるときは「年」と使い分けた。そこで大史は夏曆に従ってとり行う行事を安排してそれを周の曆日に合わせる。それが「正歳年以序事。(歳年を正して以て事を序す)」なのである。

後世の学者の中には、「正月之吉」も夏正である。と言う者がある。その説に拠れば、「凌人掌冰政(杜子春は「政」を「正」に改め、下の句につづけて読む)。歳十有二月。令斬冰。三其冰。(凌人は氷のことを掌る。歳の十二月に氷を斬らせ、その氷を三倍にする。)」とある「十二月」は、夏曆の十二月であるから、「正月」も夏曆の正月である、というのであるが、この他には証拠がない。

私の考えでは、『周礼』には「歳」「年」の使いかたが嚴重に区別されている。ただ「正月之吉」とだけあれば、周の正月であると分かる。「十有二月」とだけ言わずに「歳十有二月」と言つて、「歳」を加えて夏正であることを明らかにし周と区別している場合は、夏曆であることが分かる。これは『周礼』の義例なのである(他の書物では必ずしもこうはいかない)。

もし「正月之吉」も夏曆であるならば、「正歳」と区別がなくなる。大司徒（地官）で

正月之吉。始和。布教于邦國都鄙。

（正月の吉日に、始めて調べて、教えを邦國都鄙に布く。）

と言ってからまた、

正歳。令教官。

（正歳に、教官に命令を下す。）

と言う。郷大夫（地官）の

正月之吉。受教灋于司徒。退而頒之于其郷吏。使各以教其所治。

（正月の吉日に、教法を司徒から受け、退いてそれをその郷吏に頒ち、それぞれにその治める土地に教えさせる。）

正歳。令羣吏考灋于司徒以退。各憲之於其所治之國。

（正歳に、役人たちに法を司徒について研究させ、退いておのおのの治める國に明らかにさせる。）

州長（地官）の

正月之吉。各屬其州之民而讀灋

（正月の吉日に、おのおのその州の民を集めて法を読みきかす。）

正歳。則讀教灋如初。

（正歳に、法を読みきかすこと、まえ「の正月の吉日と」同様にする。）

など、「正月」と「正歳」とそのよびかたが違いながら、行事はまるで同じである。それぞれ別の曆であることは

明らかである。凡そ「正月之吉」と言つてあるところは、必ず「歳終」「正歳」の前になつていて、一つとして入れ換つて後に挙げているところはない。それは正月が建子の月、歳終が建丑の月、正歳が建寅の月という、時節の順に並んでいるのである。

周が建子を正月としたのは、一代の王の正朔という重大なことがらなのであつて、それを無視することは許されないものである。もし『周礼』の中の曆は「夏曆ばかりで周曆はないとなると、周が正朔を改めた意味がなくなつてしまふではないか。『周礼』の記述は官職についてこのうえなくゆきとどいてゐる。もし万一、一代の王の正朔という重大なことがらについて、その事実を無視し何も書かずにおいて、後世この書物を読む人たちに周が正朔を改めたことなどないようだと疑わせてよいとするものならば、周正はまるでつまらなくてとるに足らぬものと見做していることになる。「そんな書物が」どうして周の書であり得ようか。

いまこの書物を見ると、先に「正月之吉」とあり、それは布教の始めである。だから「始和」というのであり、「始めて協調ととのえる」という意味である。そのあとを承けて「正歳」とあり、それ以後にあまねく奉じ行われるのである。

六官の長には、「正月之吉」を言つてあるだけで「正歳」を言つてないものがあるのは、上に立つ者の慎むところは宣布の始めに在るからである。六官の属には「正歳」を言つてあるだけで「正月之吉」を言つてないものがあるのは、上に立つ者の宣布を待つてはじめて一斉に奉じ行ふからである。上から宣布しても、決して一日であまねく王畿千里の広い地域にゆきわたらせることはできず、下の者が奉じ行ふにもまた、その日からとしたところで、どうしてまにあわせることができよう。さればこそ時宜になつた方法をとることにして、建子の月を期して上より宣布し、一代の王の正朔という重大なことがらがぬけがらになる心配がないばかりか、建寅の月を期して百官こ

ぞって挙行するのである。

夏の暦数はよく天象に合い、また天の時序によくなじんでいくるいがない。孔子は邦を治めるには夏暦を用いると論じながら、『春秋』を作ったときは周暦を奉じるほかなかつた。『周礼』が「夏暦の」「正歳」を用いて天象に合せながら、「周暦の」「正月之吉」を始めにおいて正朔を明らかにせねばならなかつたのも、まったく同じ道理なのである。

孔子は邦を治めるには夏暦を用いると論じたとは、『論語』衛霊公に見える顔淵の邦を為<sup>おさ</sup>めるについての質問に答えた言葉「夏の時を行ひ」を指す。さきに述べた『孔叢子』に孔子が子思に問うのもこのことであつて、「これでは殷と周とで政を異にすることになりませんか」というにある。

戴氏の論旨は第一篇、「その一」に尽きていると言えよう。第二篇「その二」は第一篇の主旨にもとづいてさらに問題を具体的にとりあげなおすとともに、古来やかましく議論されて来た問題の二々について解決を与えておこうとするものである。そうした両篇の構成はまったく「周髀北極璣四遊解」二篇のもつ関係と一致している。「四遊解」二篇の構成については旧稿「清朝経師における科学意識」(『日本中国学会報』第四号)第三章に於て具体的に指摘した。これは顧炎武の『日知録』にすでに見える構成である。

ところで戴氏の『経考』巻四に「太史正歳年以序事」の項がある。それにまず「王應麟曰」として記すのは、『困学紀聞』巻四周礼の一条そのままである。それは鄭注「中數を歳と曰ひ、朔數を年と曰ふ。」に始めて、それぞれの日数を記し、漢志「閏は中朔を正す所以也」を引き、ついで「或ひと謂ふ」として「周は建子を以て正と爲す。而して四時の事に、夏正建寅を用ふる者有り。建寅を用ふるときんば則ち之を歳と謂ひ、建子を用ふるときんば則ち之を年と謂



ふ」というのを引くのがそのすべてである。『経考』ではそのあとに戴氏が按語を附しているが、それがいま訳出した「その一」に当る。

また同じく『経考』巻四でこれより少し前に「正月之吉」の項が見える。それにまず「顧炎武曰」と記し「又曰」として記す二条は、併せて『日知録』巻五（集積本）「正月之吉」の項と顧氏の自注までそのままに一致する。顧炎武は大司徒の「正月之吉」に鄭玄が「周正月朔日」と注し、「正歳」に「夏正月朔日」と注している事実を挙げて、「即ち此は是れ古人が三正並び用ふるの驗なり」といい、『逸周書』周月解と『詩』豳風七月の伝「一之日は周の正月、二之日は殷の正月、三之日は夏の正月」とを示す。またその第二条すなわち戴氏が「又曰」として記すのは、『北史』李業興伝の梁の武帝と李業興との問答であるが、李業興の言葉に「三正同じからずと雖も、時節を言ふ者は、皆な夏の時に據る」というのが見える。『経考』でそのあとに戴氏が按語を記しているのが、右「その二」に当る。

『経考』として今日に伝わるその書物は、戴震の著述というよりは、手びかえなのであることがこれによっても分かる。戴氏が学問の方法を説いていることで注目される「是仲明に與へて學を論ずるの書」（乾隆十八年、三十一歳、『戴東原集』巻九）は「僕の爲る所の経考は、未だ嘗て敢て人に聞せず。」から始まる。是仲明という人は講学をする人。（袁枚の是仲明に與ふる書、『小倉山房文集』巻十五）。講学というのは、無学な人が人を集めて俗学を教えるのをいう（島田慶次『朱子学と陽明学』。訓詁などまちがいだらけのまままで小さきみに古典を読みあげると、集った人々は意味など考えないまま声をそろえてそれに従う。そんなことをいつまでもくりかえす。紀昀の『閱微草堂筆記』を読むと乾嘉の学の隆盛を極めるさ中に、一方では、なおそういう輩が多かったことがわかる。是仲明は地位も俗声も高かった人だけに一層、始末が悪かったのであろう。戴氏の言葉の端ばしに困惑と皮肉が読みとれる。そういう人なればこそ見さかしくもなく『経考』など所望したのである。

ところで『困学紀聞』にいわゆる「或あるひと」の説は、宋の王与之の『東巖周礼訂義』（八十卷首一卷、通志堂経解本）に引く、鄭鏐（宋の鄭の人、字は則中）の説とわかる。すると戴氏の論は、これら先覚のあとを承けたにすぎないのであるか。戴震の考えでは、まず『周礼』は三礼の中でも、士の礼である『儀礼』、礼に関する雑記である『礼記』とは異なり、周の礼として一貫した条理をもつもの、『礼記』はほとんど〈伝〉であるに対して『周礼』こそは〈経〉であるとの認識がある。そうした〈経〉の記述は寸分くるわぬ義例に従うはず、その義例をここでも見出しえたとしているにちがいない。

また私がさきに「北極璿璣四遊解」二篇について明らかにしたように（前掲論文）、戴氏の考えでは、古人の十二月月建の説をもし斗杓の建すとすれば、それは歳差によって永劫不変のものとは言えなくなる。これを黄道極の運動をいうものと理解してこそ古典の記述としてあるべき永劫不変の真理を記すものとして理解できるとした。いま三正論における問題の関連点としても、月建を戴氏においては完全に斗建から解放することによって、『周礼』という経の条理が、実は発見できているのである。都へ上ったばかりの戴氏がこの「周禮大史正歳年解」を「周髀北極璿璣四遊解」と同時に発表している意味もここに在ることに注意してよい。

ここに端を發して検討を加えるべき戴氏の学の性格については、私のこれまでの諸論考と重複するので一切省く。以下には戴氏のこの論考が発表された当時の学界の反響をのみ記しておく。

都へ上った戴震は、錢大昕の紹介で秦惠田の『五礼通考』、とくにその「觀象授時」の一門（『皇清経解』について見られる）の編輯に参与した。戴氏の『勾股割圓記』など尽くその中にとり入れられているし、「四遊解」の文はその「黄極」の部門に収められ、戴説による秦惠田の案語さえ見えるにもかかわらず、この「大史正歳年考」はその「周正朔」の部

門にまったく見られない。ここでは、まず『周礼』の関連各条を引いたあとに、華学泉（字は天沐、無錫の人、『清史列伝』卷六六、『碑伝集』卷一三一顧棟高撰伝）・蔡德晋（字は仁錫、無錫の人、『清史列伝』卷六八、『礼経本義』四庫全書珍本初集）らの説を引くが、みな「正歳即正月」とし、さらに秦惠田の案語として『周礼』六官のうち、四時をいう場合はみな夏曆を用いる。従って正月といってもそれは夏正である」という意見が書かれている。そのみか、元の趙汭（字は子常、春秋学者）の「周正考」を引く中には「詩」本と歌謠、また多く民事を言ふ。故に或ひは夏正を用ひて、以て通俗に便にす。『周礼』の書する所の「正月」、「正歳」は皆な夏正也。」という文が見えるが、そのあとに秦惠田の案語として「案するに趙氏の論、頗る貫串を爲す」と同意を示している。つまり「観象授時」の「周正朔」部門にはまったく戴氏の意見の反映が見られないこと、「黄極」部門と奇妙な対象をなしている。

ほかに全祖望の『鮎埼亭集』外篇卷四十に「周礼正歳正月考」なる論がある。これまた『周礼』にいわゆる正月は断じて夏正を指しているもの」とし、『周礼』はたとえ周公に始まる書であろうとも、今日の姿はどうしても後人の手が加わったものであることは免れない」というたてまえから、「凌人の正歳十有二月などを夏正であるというのは、まげて鄭氏に従おうとするものである」と言っている。『周礼』という古典に対する態度が戴氏とはよほど異っている。

戴説に正面きった駁論を書いているのは余廷燦である（字は存吾、長沙の人、『存吾文稟』不分卷 芸香書屋刊本 家藏善之師旧蔵本。旧考「清朝経師における科学意識」の中で、その戴学に対する態度について述べている。「記周礼大史正歳年」がそれである。その論考の大部分はいわゆる中朔の法を数字を挙げて説明するのに当てられているが、そのあとに論ずるところは、

近ごろ休寧の戴氏が三山の鄭鏐や樂清の王与之の説を沿襲して、こともあろうに『爾雅』の「夏に歳と曰ひ、周に年と曰ふ。」の文ばかりを証拠として、『周礼』は夏曆を兼用しており、「歳」と書くのと「年」と書くのと區別

しているなどと傳会の説をなした。戴氏は「歳」とは歳星の運行から出た言葉であることに気づいていない。歳星の運行と中数とは関係が深い。また周室において告朔は紀年の最も重要なことから、年は朔数と関係が深い。それに、何よりも『周礼』本文が「正歳年以序事」のあと、「告朔」と「閏月」に関する二条が出て来る構成になっている。これこそ年を朔数について正し、そこで告朔を頒ち、歳を中数について正し、そこで閏月を置く、という文の構成なのであって、まさしく戴氏のいう経を以て経を証する読解である。戴氏は鄭注を深く研究しているくせに、どうしてここに限って鄭注に鋒先きを向けるのか。

というのが、その大要である。「壬子四月置閏一日、由繹して之に及び、乃ち益ますます鄭注の受くる所有るを嘆ず。未だいま孤證を執りて輕かろろしく議す可べからざる也。」と結んでいて、乾隆五十七年閏四月一日、戴氏逝世の乾隆四十二年、一七七七、を去る十五年のちのものとなる。この批判は果して射的であるか、否、射的のありかを充分に見極めたうえでなされているであろうか。

右は昭和二十九年度日本中国学会大会に研究報告を行ったとき、油印配布した報告資料にもとづく。その「まえがき」には次のとおり見える。

なおこの訳文は、山井湧・頼惟勤・新開高明氏との共訳というのが適當であろう。わたくしどもは毎月一回、日曜日に会して戴東原集を読んでいる。たまたまわたくしが嘗て担当したこの兩篇を、わたくしがざっと口語訳してみても油印配布したところ、今月の会合は全くこの翻訳をめぐる討論に終始した。ここに公表するのは、かくて原文の解説から訳語の問題に至るまで徹底的に再検討が加えられた結果であるからである。——戴震の文章はリズムがととのっていないと云われる。それはいはば古来のことば世間のことばを借りずに自らのことばで思想を語るわけである。そういう文章の翻訳にはとくに、ことばからことばへのつながり、思想から思想への飛躍が、一つとしてゆるがせにできない、ごまがしがきかない。それ故に

こそわたくしは、こうした論理的な文章がかえって翻訳が可能であること、またつねに翻訳のかたちを以て示されるべきものと信じる。このささやかなころみだが、この面にも問題を投げかけることを期待する所以である。

一九五四年十月 近藤光男

しかしさすがに三十年の歳月は、いまその訳文にも大幅な修訂を加えしめた。ただ、高度な学術論文こそ十全な読解を示したうえ論ぜられねばならぬとする主張およびその試みは、本誌創刊号「段玉裁の学問」に於ても示したが（注2参照）、今日なおその必要を感じること、あるいは三十年以前にも増すのではないかとさえ思えるのは、悲しい。